

南知多町自殺対策計画

(第1期)

[2020 - 2024]

「こころ」と「いのち」
ともに支えあうまち みなみちた



令和2年3月

南知多町

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 将来推計人口 | 3 |
| 5 数値目標 | 3 |
| 第2章 南知多町における自殺の現状と課題 | |
| 1 統計データに見る現状 | 4 |
| （1）自殺者数（住所地） | 4 |
| （2）自殺死亡率（住所地） | 5 |
| （3）自殺者数（発見地） | 6 |
| （4）自殺死亡率（発見地） | 6 |
| 2 地域自殺実態プロファイル | 7 |
| 3 課題と対策 | 8 |
| （1）無職者・失業者や生活困窮者を対象とした自殺対策 | 8 |
| （2）高齢者を対象とした自殺対策 | 8 |
| （3）気づきと見守りによる地域づくり | 8 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 基本理念 | 9 |
| 2 施策の体系 | 9 |
| 第4章 自殺対策の取組 | |
| 1 5つの基本施策 | 10 |
| （1）地域におけるネットワークの強化 | 10 |
| （2）自殺対策を支える人材の育成 | 11 |
| （3）住民への啓発と周知 | 11 |
| （4）生きることの促進要因への支援 | 12 |
| （5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 13 |
| 2 重点施策 | 15 |
| （1）無職者・失業者、生活困窮者への対策 | 15 |
| （2）高齢者・シニア世代への対策 | 16 |
| 3 生きる支援関連施策 | 17 |
| 第5章 計画の推進体制 | |
| 1 計画の推進 | 22 |
| 2 計画の進捗管理 | 22 |
| 策定までの経過 | 23 |
| ゲートキーパーとは・相談窓口一覧 | 24 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国における自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年 2 万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、孤立など様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：図 1 参照）。

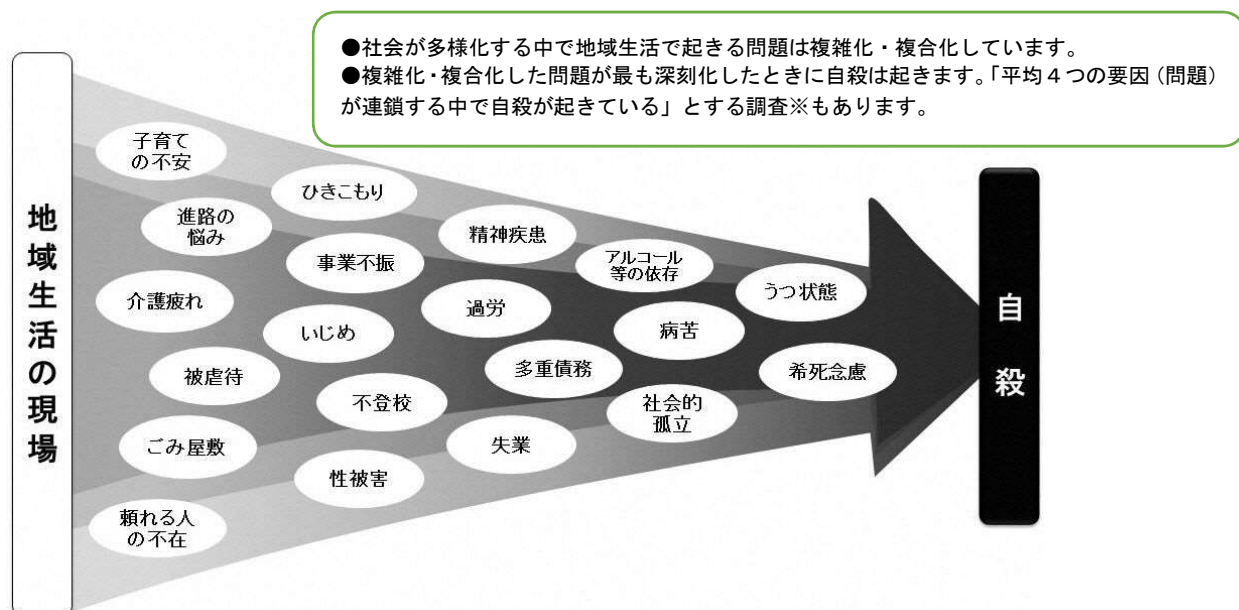
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態 1000 人調査」では、「自殺の危機経路」を図 2 のように示しています。この図からは、直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、互いに連鎖していることがわかります。この調査では、自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかになっています。

平成 18（2006）年に制定された自殺対策基本法は平成 28（2016）年に改正され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携のもと、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村は地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定するものとされました。

愛知県においては平成 30（2018）年に「第 3 期あいち自殺対策総合計画」を策定し、自殺対策に関する施策を展開しています。

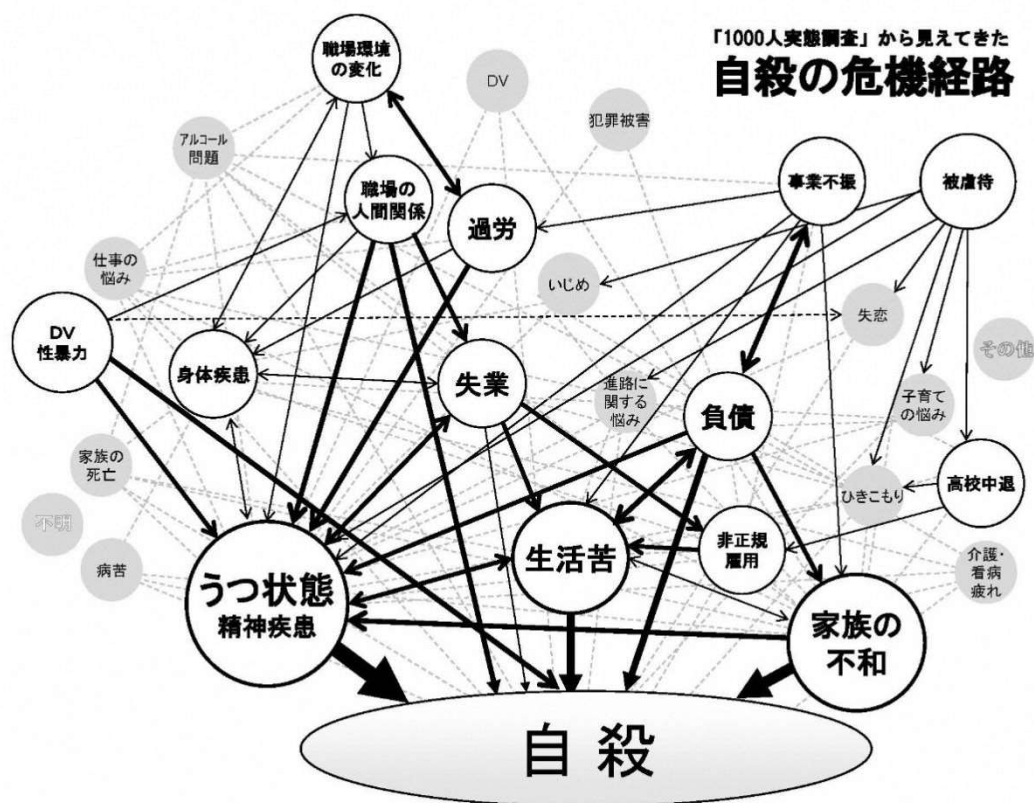
南知多町においてもこのような状況を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「南知多町自殺対策計画（第 1 期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

■図 1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



※「自殺実態白書（平成 25（2013）年）」（NPO 法人ライフリンク）

■図2 自殺の危機経路



● 図中の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表し、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表します。社会が多様化する中で地域生活で起きる問題は複雑化・複合化しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28（2016）年に改正された「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として、平成 29（2017）年に見直された国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて策定するものであり、南知多町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、本計画は「南知多町総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図るため、庁内連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

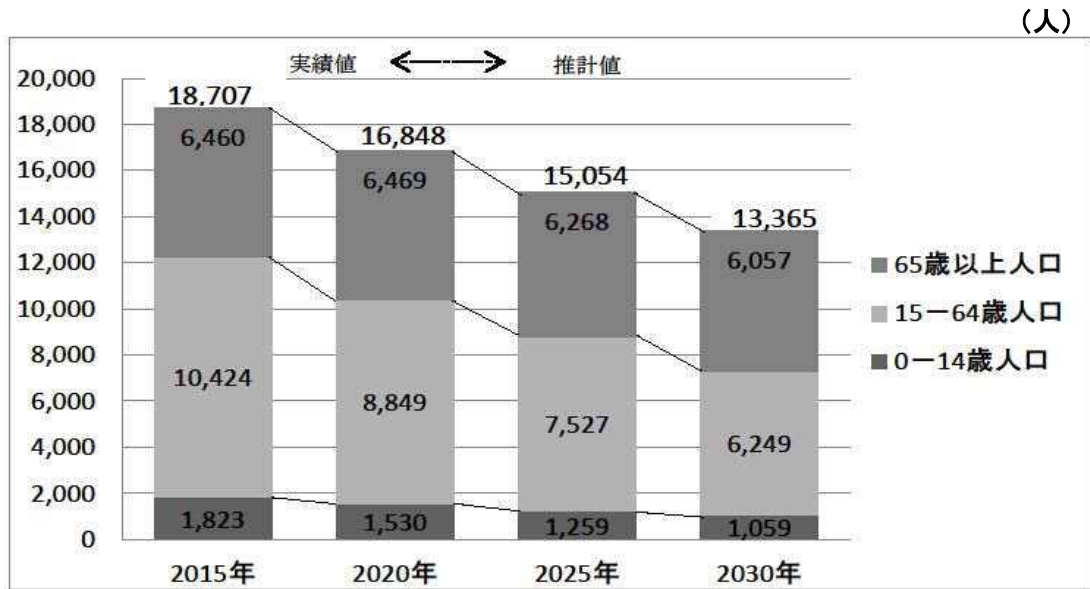
「自殺総合対策大綱」がおおむね 5 年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

なお、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うこととします。

4 将来推計人口

南知多町の総人口は、令和12（2030）年には、おおむね2割減少し、0歳から14歳（年少）人口及び15歳から64歳（生産年齢）人口は、おおむね3割減少すると推計されています。

■図3 将来推計人口



資料：「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

5 数値目標

「自殺総合対策大綱」において、国は令和8（2026）年までに人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率という。）を30%以上減少させることを目標としています。南知多町においては以下を数値目標として設定しますが将来的には自殺者数0人をめざします。

■表1 自殺死亡率の数値目標

| 5年平均 | 現状 平成25（2013）年～ 平成29（2017）年 | 本計画 令和2（2020）年～ 令和6（2024）年 | 第2期計画 令和7（2025）年～ 令和11（2029）年 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 人口10万人当たりの自殺者数 （自殺死亡率） （自殺者数） | 現状 17.5人 (3人) | 目標 12.5人 (2人) | 目標 7.0人 (1人) |

資料：「自殺の統計」

第2章 南知多町における自殺の現状と課題

1 統計データに見る現状

(1) 自殺者数（住所地*）

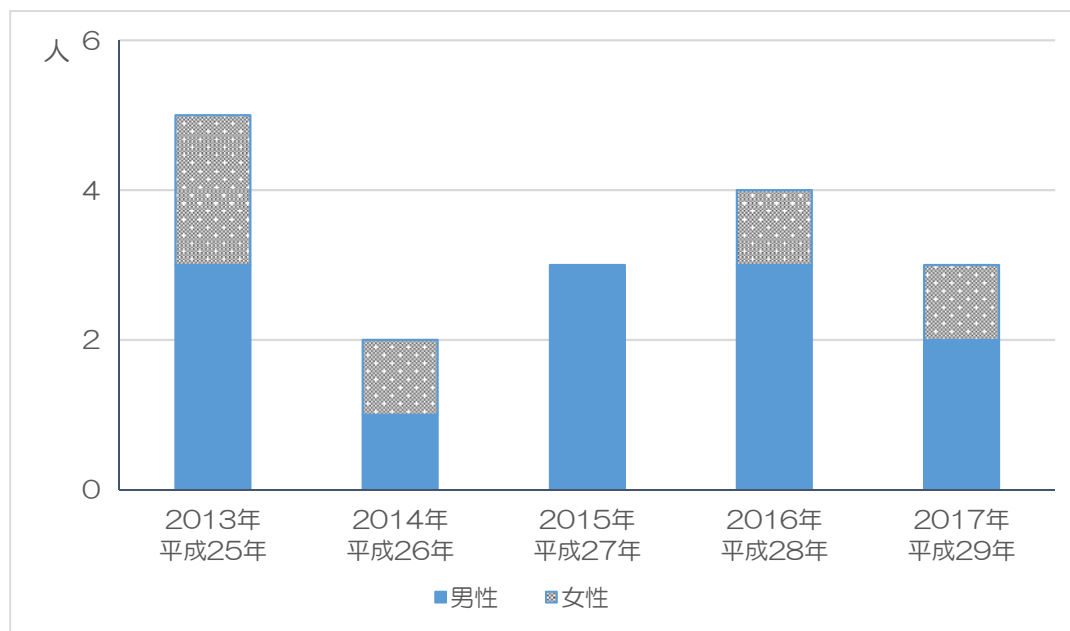
南知多町に住所を有していた自殺者は、過去5年間は年間5人以下で推移し、平成29（2017）年は3人となっています。

■表2 自殺者の男女別年次推移 (人)

| 年 性別 | 平成25 (2013)年 | 平成26 (2014)年 | 平成27 (2015)年 | 平成28 (2016)年 | 平成29 (2017)年 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 男性 | 3 | 1 | 3 | 3 | 2 |
| 女性 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 5 | 2 | 3 | 4 | 3 |

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

■図4 自殺者の男女別年次推移



資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

*住所地 南知多町に住所がある方が町外で自殺した場合は含みます。

(2) 自殺死亡率（住所地）

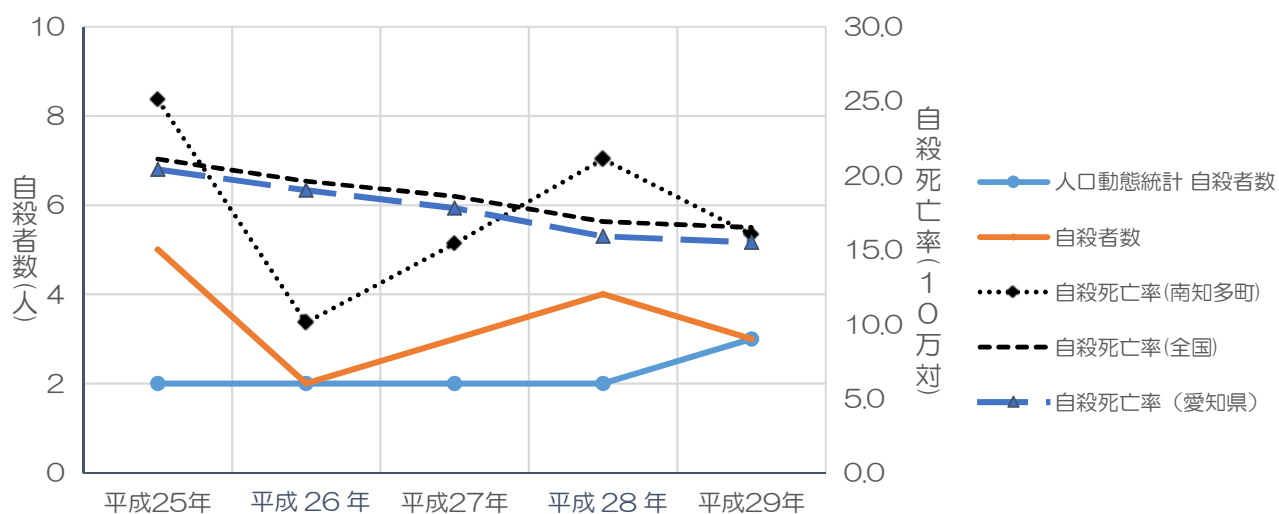
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は増減を繰り返していますが、平成 29（2017）年は 16.0 人と全国をやや下回っています。

■表 3 南知多町、愛知県、全国の住所地の自殺死亡率年次推移 (人)

| 区分 | 年 | 平成 25 (2013) 年 | 平成 26 (2014) 年 | 平成 27 (2015) 年 | 平成 28 (2016) 年 | 平成 29 (2017) 年 |
|------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 南知多町 | | 25.1 | 10.1 | 15.4 | 21.1 | 16.0 |
| 愛知県 | | 20.4 | 19.0 | 17.8 | 15.9 | 15.5 |
| 全国 | | 21.1 | 19.6 | 18.6 | 16.9 | 16.5 |

資料：「地域自殺実態プロフィール」

■図 5 南知多町、愛知県、全国の住所地の自殺者数・自殺死亡率年次推移

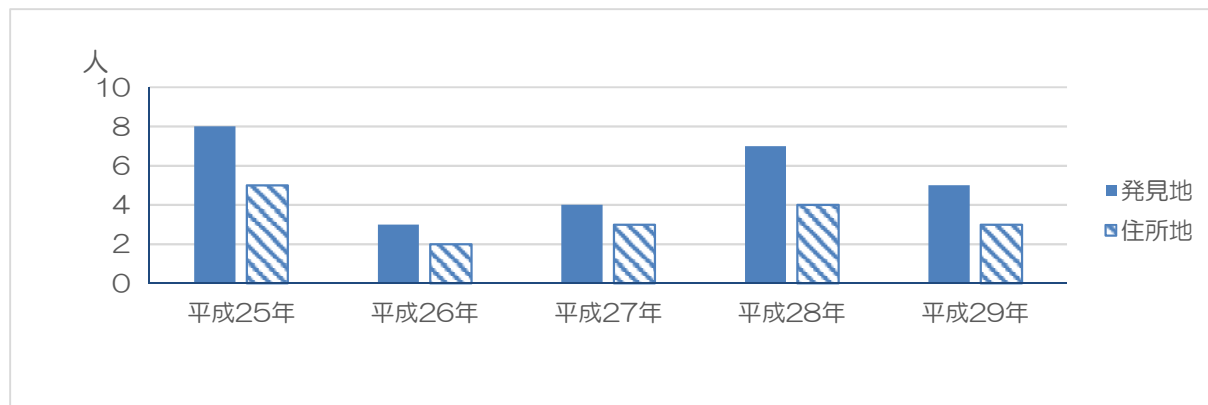


資料：「地域自殺実態プロフィール」

(3) 自殺者数（発見地*）

南知多町内で発見された自殺者は増減を繰り返していますが、平成 29（2017）年は 5 人となっています。

■図6 発見地・住所地の年次推移



資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

(4) 自殺死亡率（発見地）

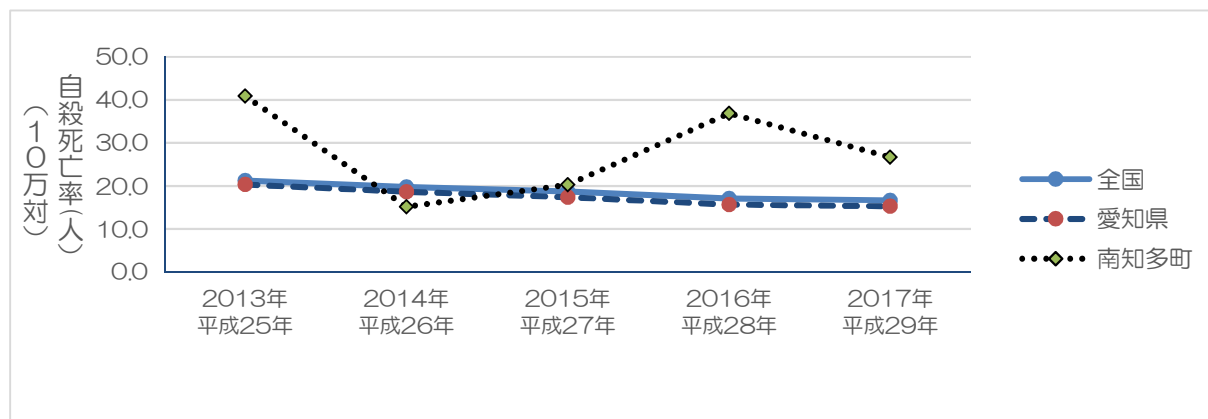
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、過去 5 年間増減を繰り返していますが、平成 27（2015）年以降、全国、県を上回っています。

■表4 南知多町・愛知県・全国の発見地の自殺死亡率年次推移 (人)

| | 平成 25 (2013) 年 | 平成 26 (2014) 年 | 平成 27 (2015) 年 | 平成 28 (2016) 年 | 平成 29 (2017) 年 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 南知多町 | 40.9 | 15.2 | 20.6 | 36.9 | 26.7 |
| 愛知県 | 20.3 | 18.7 | 17.4 | 15.7 | 15.3 |
| 全国 | 21.3 | 19.8 | 18.7 | 17.1 | 16.7 |

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

■図7 南知多町・愛知県・全国の発見地の自殺死亡率年次推移



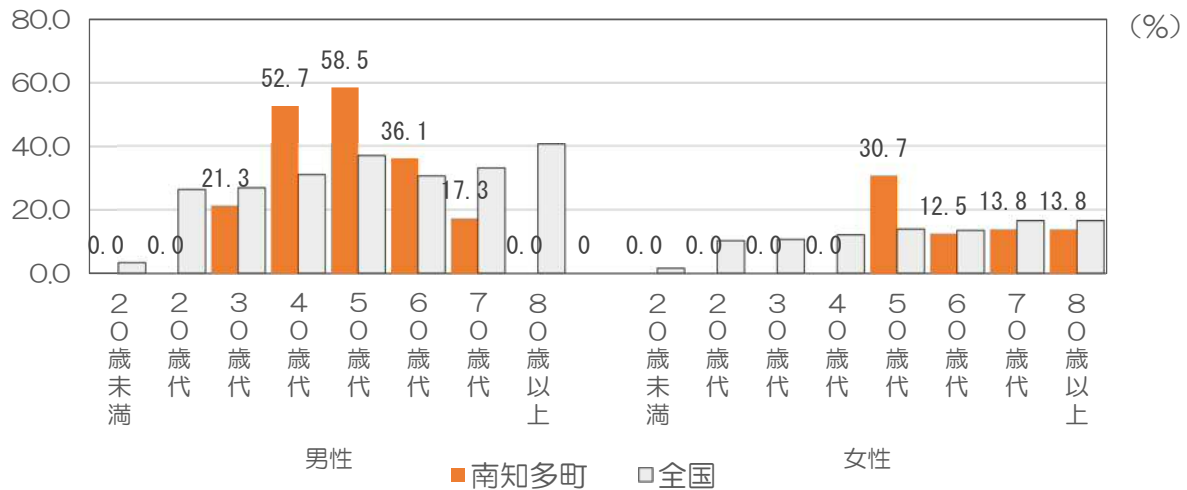
*発見地 町外の方が南知多町内で自殺した場合を含みます。

2 地域自殺実態プロフィール

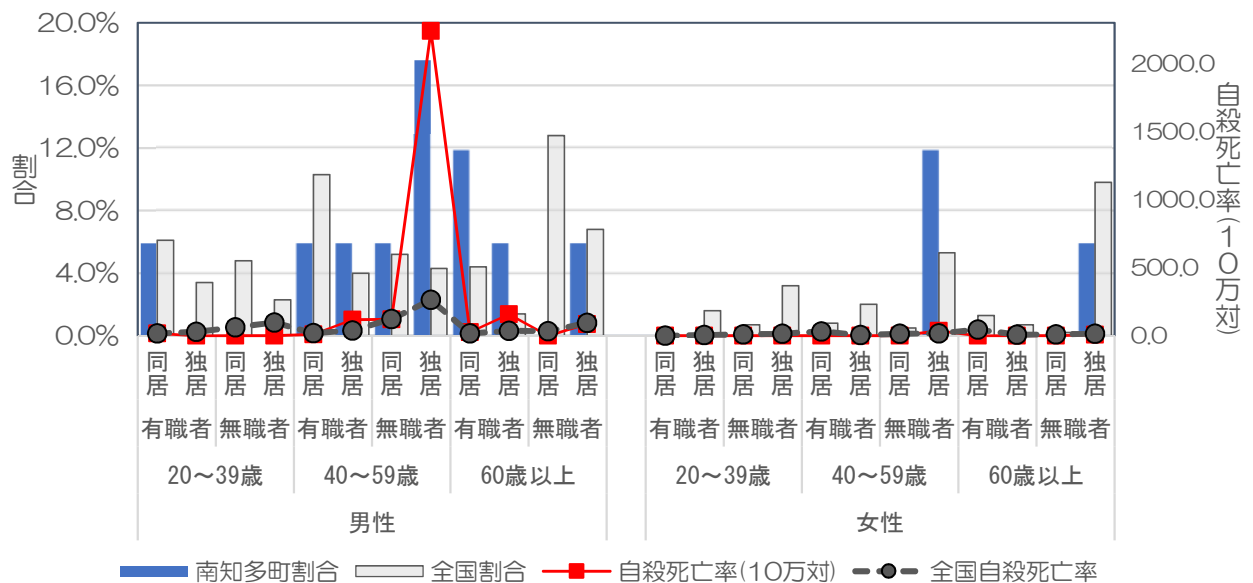
自殺対策計画に必要とされる、地域の実態の分析および地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロフィール」では、以下のような南知多町の特性や課題が示されています。

- ◎ 南知多町の自殺者数は平成 25（2013）年から平成 29（2017）年で合計 17 人（男性 12 人女性 5 人）
- ◎ 50 歳から 59 歳の男性の自殺が最も多くなっている。
- ◎ 無職者・失業者の自殺が多くなっている。
- ◎ 自殺者が南知多町で発見される率は愛知県や全国と比べ高い。

■図8 性別・年代別の自殺者割合（南知多町・全国）＜住居地＞



■図9 性別・年代・職の有無・同居独居別の自殺の分布（南知多町・全国）



■表5 主な自殺の要因（南知多町）（平成25（2013）年から平成29（2017）年合計）

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計(人) | 割合 (%) | 自殺死亡率(人) (10万対)* | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|---------------------|----------------|-----------|---------------------|--|
| 1位:男性 40～59歳無職独居 | 3 | 17.6 | 2239.4 | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 2位:女性 60歳以上無職独居 | 2 | 11.8 | 67.7 | 死別離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 3位:女性 40～59歳無職同居 | 2 | 11.8 | 35.5 | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 60歳以上有職同居 | 2 | 11.8 | 25.5 | 【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| 5位:男性 60歳以上有職独居 | 1 | 5.9 | 158.1 | 配置転換/転職+死別離別→身体疾患→うつ状態→自殺 |

■表6 主な自殺の要因（全国）（平成25（2013）年から平成29（2017）年合計）

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計(人) | 割合 (%) | 自殺死亡率(人) (10万対)* | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|---------------------|----------------|-----------|---------------------|---------------------------------------|
| 1位:男性 60歳以上無職同居 | 15,227 | 12.8 | 33.8 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 2位:男性 40～59歳有職同居 | 12,245 | 10.3 | 18.9 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 3位:女性 60歳以上無職同居 | 11,676 | 9.8 | 15.7 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 60歳以上無職独居 | 8,123 | 6.8 | 94.8 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 5位:男性 20～39歳有職同居 | 7,262 | 6.1 | 16.4 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターで推計したもの。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした例示である。

3 課題と対策

(1) 無職者・失業者や生活困窮者を対象とした自殺対策

自殺者のなかでも無職者の割合が高いことから、無職者・失業者や生活困窮者への自殺対策を推進することが課題となっています。無職者・失業者や生活困窮者が気軽に相談できる体制の充実や、居場所づくり、生活支援の充実が必要です。

(2) 高齢者を対象とした自殺対策

南知多町の高齢化率は平成31(2019)年3月末時点で36.7%です。高齢者は、健康問題に社会的役割の喪失感や孤独感が加わり自殺の原因や動機につながると考えられます。地域での交流支援や包括的な相談体制などの対策が必要です。

(3) 気づきと見守りによる地域づくり

南知多町在住ではない人の自殺者もいることから、自殺を未然に防ぐためのパトロールや監視など、警察、消防等の関係機関や関係団体と連携して、適切な対策が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

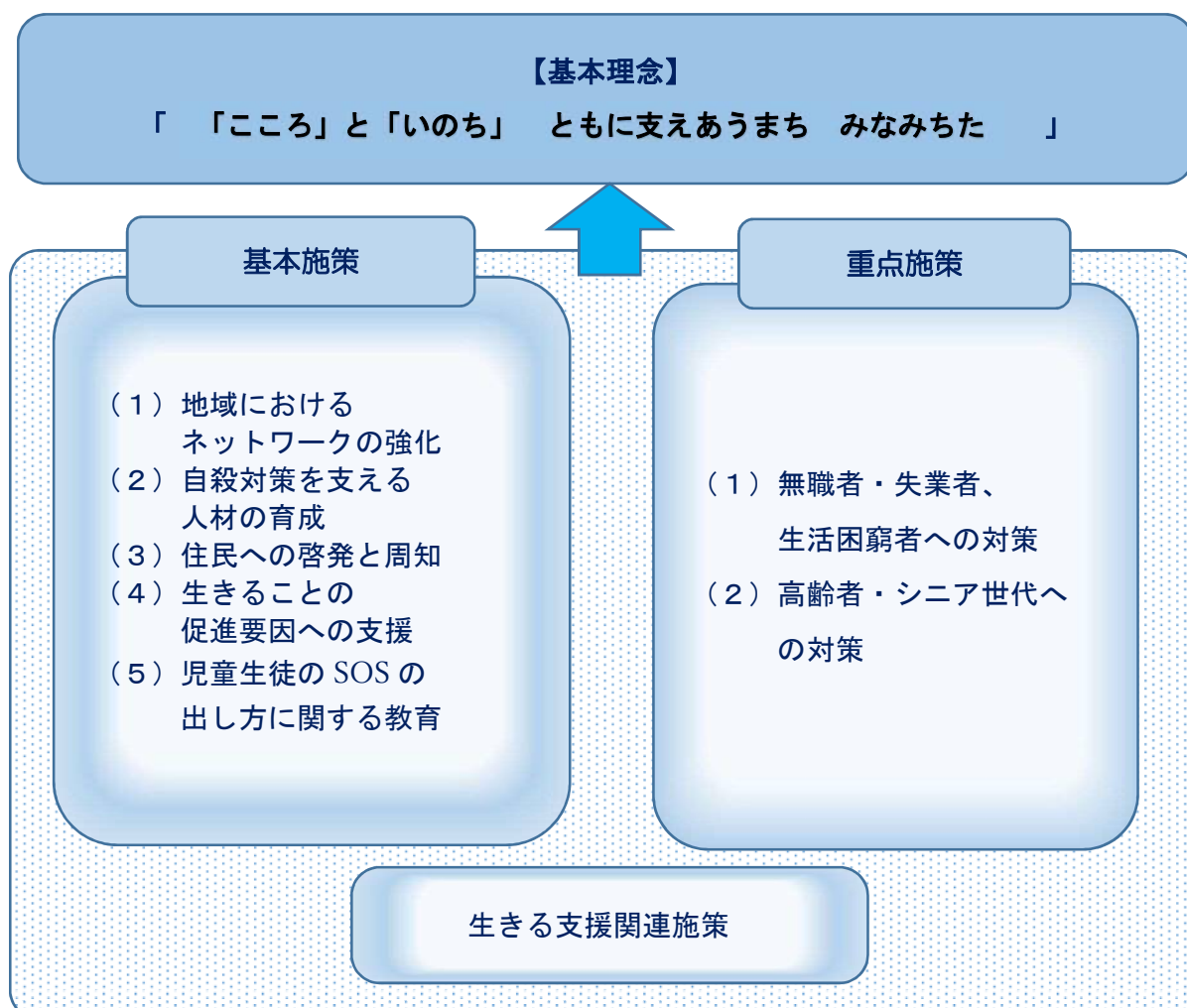
1 基本理念

「自殺総合対策大綱」においては「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。また、「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する」という3つの基本認識を示しています。

南知多町の総合計画における福祉分野に関する目標として「地域で互いに助け合い、支えあう『福祉社会の実現に向けたいきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり』」があります。また、愛知県計画である第3期あいち自殺対策総合計画の基本理念「『気づきと見守りにより生きやすい社会の実現』」を目指します」という考え方から、南知多町の計画の基本理念を以下のものとします。

【 「こころ」と「いのち」 ともに支えあうまち みなみちた 】

2 施策の体系



第4章 自殺対策の取組

1 5つの基本施策

基本施策は国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえでの基本的な施策です。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しています。それらに適切に対応するためには、各分野について地域の多様な関係者が連携、協力し、総合的に自殺対策を推進していくことが必要です。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|-----------------------|---|---|
| 庁内のネットワークづくり | 町の幹部会及び部課長会議の場において自殺対策に関する協議等を行い連携強化を図ります。 | 関係課 |
| 保健所・県、関係機関との連携 | 保健所が開催する自殺対策ネットワーク会議や精神保健福祉連絡会等に参加し、関係機関と個々のケースや自殺対策の推進や課題について情報共有し、連携に努めます。 | 福祉課 保健介護課 保健所 社会福祉協議会 |
| 高齢者・障がい者関係機関との連携 | 地域ケア会議等で高齢者の個別支援の検討を通して関係機関の連携や、施策や生活支援サービスの充実を目指すと共に、知多南部自立支援協議会において、障がい福祉関係のケースや地域の課題について検討し、効果的な支援のための連携や取組に生かします。 | 福祉課 保健介護課 社会福祉協議会 知多南部相談支援センター |
| 子育て支援関係機関との連携（児童虐待防止） | 妊娠中のストレスや産後うつ、子育てに悩む世帯への早期支援のため、母子保健担当部署は医療機関、民間も含めた子育て支援機関との連携を図ります。また、児童虐待の防止のため要保護児童対策地域協議会等において、関係機関との連携を強化します。 | 福祉課 保健介護課 学校教育課 警察 |
| 生活困窮者支援関係機関との連携 | 生活困窮者自立支援制度の関係機関と連携を図り、自殺リスクを持つ生活困窮者への相談対応や支援などの調整を行います。 | 福祉課 社会福祉協議会 知多福祉相談センター |
| 精神科医療機関等との連携 | 自殺リスクの高い自殺未遂者やうつ病等精神疾患患者等に適切な医療、ケアが提供できるよう、精神科医療機関等や保健・福祉機関と連携を図ります。 | 医療機関等 福祉課 保健所 関係機関 保健介護課 |

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の背景にある様々な悩みや生活上の困難などの問題に対し、周囲の人の早い段階での「気づき」が重要です。「気づき」ができ、適切な相談や支援につなげることができる人材の育成が必要です。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|----------------|--|--------------|
| ゲートキーパー養成研修の開催 | 地域の身近な支援者となり得る民生・児童委員や各種委員、専門職、地域住民等、様々な方に対してゲートキーパー養成研修の受講を推奨します。 | 福祉課 保健介護課 |
| 職員研修を通じた人材育成 | 職員の心身両面における健康の維持増進や対応力の向上のため、メンタルヘルス研修を始めとする各種研修の開催やストレスチェック等を実施します。 | 総務課 |
| 保健関係職員の質の向上 | 自殺対策に関する研修会に保健師等が参加する機会の確保を図ります。 | 保健介護課 |

(3) 住民への啓発と周知

自殺は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景に対し理解を深めることが重要です。危機に陥った時に誰かに助けを求めることが適当であること、気づいた周りの人が相談につなげられる体制が十分に周知されていることが重要です。

また発見地の自殺率が県内でも高くなっていることから、住民同士だけでなく南知多町を訪れる人に対しても声をかけあう環境づくり、防犯や防火等のパトロール等の実施に自殺予防の視点を持ちつつ啓発を図ることが重要です。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|-------------------|--|---------|
| 自殺予防週間・自殺対策月間での啓発 | 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）に自殺対策の啓発物品等を配布し、周知を図ります。 | 保健介護課 |
| こころの健康に関する情報提供 | 町広報や公式ホームページ等により、自殺対策やメンタルヘルス、その他健康づくりに関する情報提供を行います。 | 保健介護課 |
| イベントや健康教室、会議等での啓発 | 住民向けの健康教室等において、自殺やうつ、アルコールとの関連や、睡眠のとり方等について啓発を行います。 | 保健介護課 |

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|--------------|--|-------------------------------|
| 相談窓口の周知 | 広報や啓発資材により相談窓口の周知を図ります。 さまざまな問題について当事者や支援者から相談があった場合は適切な機関の紹介や相談先へつなぎます。 | 保健介護課 関係機関 |
| 声をかけあえる環境づくり | 地域の行事や住民相互の交流や居場所づくりなどへの支援を行うと共に、あいさつ運動や観光振興などを通して住民同士や南知多町を訪れる人に対しても声をかけあう環境づくりに努めます。 | 関係課 |
| パトロールの実施 | 防犯や交通安全、社会を明るくする運動などのパトロール活動を通して自殺の予防啓発を図ります。 | 防災安全課 福祉課 社会教育課 関係団体 |

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。このような観点から、孤立を防ぐための多様な居場所づくり、様々な課題への相談事業等による支援、こころと身体の健康増進のための取組等を推進する必要があります。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|------------------|--|------------------|
| 子どもや保護者の居場所づくり | 児童を対象とした放課後児童クラブ、子育て世代の交流の場である子育て支援センター、親子ふれあい広場等子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりを推進します。 | 福祉課 社会教育課 |
| 高齢者の居場所づくり | 地域の老人クラブ、サロン活動や体操グループへの支援を通じて、高齢者が身近な地域で気軽に交流でき、介護予防や引きこもり防止につながる居場所づくりにつなげます。 | 保健介護課 社会福祉協議会 |
| 権利擁護の推進 | 成年後見制度、DV対策、障がい者・高齢者・児童虐待の防止、障がい者差別の解消等、各制度の周知と適切な運用に努めます。 | 福祉課 保健介護課 |
| 当事者活動への支援や居場所づくり | 様々な障がいのある方や、子育て中の保護者、また特定の経験を持つ方々が集まったグループ等の活動について支援を行います。 | 福祉課 |

| 取 組 | 内 容 | 関係課・団体等 |
|---------------------|--|---------|
| 障がい福祉サービスの推進 | 障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、計画に基づき各種自立支援、福祉サービスの推進をします。 | 福祉課 |
| 生きがいづくりへの支援 | 各種社会教育事業の開催や文化協会をはじめとした文化団体・サークルの活動への支援を通じて生きがいづくりにつなげます。 | 社会教育課 |
| スポーツ活動の推進 | スポーツ協会、スポーツ団体への支援、各種スポーツイベントを通じて住民が気軽に参加し交流やスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。 | 社会教育課 |
| 生活上の課題解決のための相談事業の充実 | それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごと（心配事全般、生活困窮、就労、消費生活、子育て、介護、DV、健康、住まい等）に応じて、全庁的に連携を図り相談対応にあたります。 | 関係課 |
| 健康診査や健康相談事業の実施 | 乳幼児健診や特定健診やがん検診、面接や訪問による相談支援を実施します。生きることの阻害要因となる病気などの早期発見、重症化の予防への支援を行います。必要に応じ専門機関の利用を勧めます。 | 保健介護課 |

（５）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

南知多町では児童生徒の自殺はありませんが、国内ではいじめ等を苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題になっています。

南知多町でも、児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育や、辛いときや苦しい時に信頼できる大人に助けを求めたり、困難に対処する力やライフスキル*を身に付けることができる教育を推進します。

また、子どもの大切ないのちを守るため、学校だけでなく地域全体で包括的に支援する必要があります。

| 取 組 | 内 容 | 関係課・団体等 |
|-------------|--|--------------|
| 児童生徒向け教育の実施 | 児童生徒が自分や他人のいのちや人権を尊重できるよう人権教室や、自己肯定感を高め豊かな心を育む教育の実施、いじめ対策や情報モラル教育などを推進します。 | 学校教育課 住民課 |

*ライフスキル 日常生活で起きるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会能力

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|--------------|--|-----------------------|
| 学校や教職員向けの取組 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、児童生徒や保護者のこころの健康に関する相談支援や、関係機関等との連携体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 子どもを守る施策の推進 | 学校や保育所、要保護地域対策協議会などで、児童虐待やいじめの早期発見、早期対応を図ります。 | 福祉課 学校教育課 保健介護課 |
| 見守りネットワークの構築 | 学校、保育所を始め地域全体で子どもを見守るネットワークづくりに努め、子どもがSOSを出しやすい環境を構築します。 | 関係課 |

2 重点施策

(1) 無職者・失業者、生活困窮者への対策

国による自殺実態プロフィールでは、南知多町の自殺対策の重点施策として「無職者・失業者」及び「生活困窮者」への対策を推奨しています。

これらの背景には多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|----------------|---|------------------------------|
| 相談窓口及び制度の周知・啓発 | 生活困窮者や無職者などの悩みを抱えた人が、リスクが深刻化する前に相談窓口につながるよう、制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。 | 福祉課 関係機関 |
| 経済的負担の軽減 | 各種減免制度、手当、医療費助成制度等を適切に実施し、経済的負担の軽減を図ります。 | 関係課 |
| 生活困窮者への支援 | 生活困窮者や無職者などの悩みを抱えた人の早期発見に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用につながるよう、連携して支援を行います。 | 福祉課 知多福祉相談センター 社会福祉協議会 |
| 子育て世代への貧困対策 | 経済的な理由を抱える世帯に対し、給食費・学用品等の助成や、学習支援を行い、負担の軽減を図ります。 | 福祉課 学校教育課 社会福祉協議会 |
| 納付相談の活用 | 各種税金や保険料等の相談を受け付けます。納付能力によっては関係各課で連携し、様々な支援・相談窓口につなげられる体制を確保します。 | 関係課 |

(2) 高齢者・シニア世代への対策

高齢者は健康問題に社会的役割の喪失感や孤独感が加わりやすく、自殺の原因や動機につながると思われています。地域での交流支援や包括的な相談体制などの対策が必要です。

| 取組 | 内容 | 関係課・団体等 |
|--------------------------|--|--|
| 包括的な支援のための連携の推進 | 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めます。 | 保健介護課 福祉課 社会福祉協議会 各種団体 |
| 地域における要介護者、要支援者に対する支援 | 介護保険事業計画の見直しにより必要なサービスの拡充に努めます。人材確保事業等により介護保険に関わる人材の育成、確保に努めます。また要支援者等の状態にあった適切な介護予防、日常生活支援サービスが提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行います。 | 保健介護課 介護サービス事業所 |
| 高齢者の相談体制の充実 | 高齢者に関する相談を受け付け、適切な福祉サービス、制度等について情報提供や支援を行います。 | 保健介護課 |
| 高齢者の健康不安に対する支援 | 特定健診、後期高齢者健診を実施し、健診後の支援相談事業を引き続き実施します。医療機関との連携により個別健診の充実等受診しやすい環境整備に努めます。 | 住民課 保健介護課 医師会 |
| 社会参加の強化と孤独・孤立の予防、生活支援の充実 | 地域の身近な支援者（民生委員、近隣住民等）による見守りや高齢者見守り事業の実施、老人クラブ活動支援等により、さまざまな悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制作りをすすめます。また、生活支援体制整備事業を推進します。 | 福祉課 保健介護課 社会福祉協議会 民生委員 地域住民 |
| 介護予防の推進 | ふれあいサロンの支援や、各種教室・百歳体操などの一般介護予防事業等を引き続き実施します。 | 保健介護課 社会福祉協議会 |
| 認知症への対策 | 地域の様々な対象への認知症サポーター養成講座の開催や、認知症についての啓発（講演会等の開催）、認知症初期集中支援等を通じて認知症の方やその家族にやさしいまちづくりを推進します。 | 保健介護課 医師会 歯科医師会 薬剤師会 介護サービス事業所 |

3 生きる支援関連施策

| 基本施策（１）地域におけるネットワークの強化 | | |
|------------------------|---|-------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| まちづくり協議会事業 費補助金事業 | 協働と連携のまちづくり推進を目的に、各地域まちづくり協議会が実施する事業に補助金を交付 | 地域振興課 |
| 地域振興等支援事業補助金 | 地域が持つ特性や伝統などを活かした魅力ある地域づくりを推進するため、自ら考えた地域振興事業を行った団体への補助金の交付 | 地域振興課 |
| ミーナの恵みブランドの推進 | 農林水産業、観光業の連携推進と地域の活性化 | 産業振興課 |
| 就学に関する事務 | 特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じきめ細かな相談を実施 | 学校教育課 |

| 基本施策（２）自殺対策を支える人材の育成 | | |
|----------------------|--|-----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 各種職員研修 | 職員の職務遂行能力と資質の向上を目的に職場研修及び派遣研修を実施 | 総務課 |
| サポート職員研修 | 先輩職員がサポート職員として、新規採用職員に対して、業務内容や職場生活などの問題について相談や助言を実施 | 総務課 |

| 基本施策（３）住民への啓発と周知 | | |
|------------------|--|-------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 防災啓発事業 | 防災に対する意識向上を普及させるための啓発事業を実施 | 防災安全課 |
| 男女共同参画計画推進事業 | 男女共同参画を推進するための啓発 | 企画課 |
| 町民あいさつ運動 | 町民あいさつ運動の実施 | 社会教育課 |
| 行政の広報・広聴に関する事務 | 行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ビデオ広報番組等の作成・広報誌等の編集・発行 町長と住民が直接対話できる機会を設ける | 企画課 |

| 基本施策（４）生きることの促進要因への支援 | | |
|------------------------|---|--------------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 無料相談会（行政書士・司法書士） | 住民への相談事業(各種手続き・法律相談) | 総務課 検査財政課 |
| ノー残業デー | 毎週水曜日に定時一斉退庁を実施 | 総務課 |
| 「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネル展示 | 毎年8月上旬に、戦争と核兵器の悲惨さ、恐ろしさを伝え、核兵器のない世界の実現に向けたパネル展示による啓発を実施 | 総務課 |
| 空き家バンク事業 | 空き家の有効活用と定住促進利用者への助成 | 地域振興課 |
| 産業支援事業 | 各種補助金の利用啓発 | 産業振興課 |
| 後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務 | 滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握 | 住民課 |
| 短期保険証・資格証発行に関する事務 | 滞納者への短期保険証、資格証の発行 | 住民課 |
| 民生委員・児童委員事務 | 民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施 | 福祉課 |
| 障害児支援に関する事務 | 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、障害児相談支援の実施 | 福祉課 |
| 障がい者巡回相談 | 障害者等の問題について相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を実施 | 福祉課 |
| 保育の実施 | 公立保育所・私立保育園などによる保育、相談の実施 | 福祉課 |
| 一時保育 | 保育所による一時保育の実施 | 福祉課 |

| 基本施策（４）生きることの促進要因への支援 | | |
|-----------------------|---|--------------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| うさぎ・ひよこの会 | 育児支援のための親子の活動教室 | 福祉課 |
| どんぐり園事業 | 保護者とともにも子どもの特性に合わせて発達を支援し、家族の主体的な子育てへの支援を実施 | 福祉課 |
| がんばるごみ減量報奨金事業 | 地区ごとのごみ減量への取組 | 環境課 |
| 公害・環境関係の苦情相談 | 公害・環境に関する苦情や相談を受付と、問題の解決へ向けた検討 | 環境課 |
| 権利擁護に関する相談 | 障がい者、高齢者等の生活の維持のための日常生活自立支援事業、成年後見制度等のサービス利用の支援の実施 | 福祉課 保健介護課 |
| 働く世代の健康づくり事業 | 地域・職域連携推進事業（保健所開催）への参加 町内企業での健康教室の開催 | 保健介護課 |
| 精神保健に関する相談対応 | アルコール問題の啓発、相談機関の紹介 精神障害が疑われる方、家族の相談対応、訪問 関係機関との連携 | 福祉課 保健介護課 |
| 休日診療事業 | 休日の救急患者への医療 | 保健介護課 |
| 献血 | 献血の実施 献血の啓発、献血セミナーの実施 | 保健介護課 |
| 学校支援ボランティア・学生サポーター事業 | 地域や学生の教育力の活用と登録ボランティアの方の 社会貢献事業 | 学校教育課 |
| キャリアスクールプロジェクト事業 | 将来や生き方について考え、自立の基盤となる力の育成を図り、また、職場体験活動により望ましい勤労観、 職業観を育む事業等を実施 | 学校教育課 |
| 学習・生活支援員配置事業 | 支援が必要な子どもたちへの学習や集団生活のサポートを実施 | 学校教育課 |
| 特別支援教育就学奨励事業 | 特別支援が必要な児童・生徒の経済的負担を軽減する 事業 | 学校教育課 |
| 女性教育関係事業 | 女性の資質と社会的地位の向上に努め、地域社会の 発展に寄与することを目指し女性団体の支援を実施 | 社会教育課 |

| 基本施策（４）生きることの促進要因への支援 | | |
|-----------------------|---|---------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 成人式 | 新成人を対象に式典および記念行事を開催 | 社会教育課 |
| 青少年健全育成事業 | 少年少女団体の育成及び青少年を守る会等の活動支援 | 社会教育課 |
| 図書活動の充実 | 住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供 | 社会教育課 |
| 親子ふれあいひろば | 同世代の乳幼児を持つ親同志と親子のふれあいの場の提供 | 社会教育課 |
| ブックスタート | 絵本を開く体験と、親子で心触れ合う時間を持つきっかけ作りとして、乳児健診にあわせ絵本をプレゼントし読み聞かせを実施 | 社会教育課 |
| 福祉実践教室 | 児童・生徒が、障がい者等との交流を通し「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育む教室の実施 | 社会福祉協議会 |
| ボランティア関係事業 | ボランティア活動及びボランティア養成講座に関する支援。ボランティア登録グループの活動等の発表及び交流機会の確保 | 社会福祉協議会 |
| サロン立上げ支援 | 地域の高齢者等の交流の場を設け、近隣での助け合いを育む地域づくりの実施 | 社会福祉協議会 |
| ふれあい昼食会 | 高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進するため、食事の提供を実施 | 社会福祉協議会 |
| 手話奉仕員養成事業 | 聴覚障害者、聴覚障害者の生活や制度を理解した手話奉仕員の養成 | 社会福祉協議会 |

| 基本施策（５）児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | | |
|---------------------------|---|-------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 教育相談（いじめ含む） | 不登校児童生徒の学校復帰と社会適応のため適応指導教室を開設するとともに、いじめ・不登校の早期解決を目指し相談事業を実施 | 学校教育課 |

| 重点施策（１）無職者・失業者、生活困窮者への対策 | | |
|--------------------------|--|---------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 町営住宅事務 | 町営住宅の管理事務・公募事務を実施 | 建設課 |
| 農業・漁業就業者支援 | 新規従事者への家賃助成等を実施 | 産業振興課 |
| 就学援助 | 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を援助する事業 | 学校教育課 |
| 生活困窮家庭への学習支援事業 | 個別指導型学習支援を通じた子どもの居場所作り | 社会福祉協議会 |
| 生活一時資金貸付事業 | 住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を低利で貸し付ける事業 | 社会福祉協議会 |

| 重点施策（２）高齢者・シニア世代への対応 | | |
|----------------------|---|-------|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
| 高齢者運転免許証自主返納支援事業 | 運転免許を自主返納した方への支援品（バス乗車券）の提供を実施 | 防災安全課 |
| 高齢者等福祉事業 | ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全安心のための各種支援 | 保健介護課 |
| 高齢者見守り事業 | 町職員によるひとり暮らし高齢者宅の訪問事業を実施 | 保健介護課 |
| 敬老まつり開催事業 | 高齢者の長寿を祝福し、福祉の増進を図るための事業の実施（70歳以上対象） | 保健介護課 |
| 高齢者能力活用推進事業 | シルバー人材センターが行う高齢者能力活用推進事業に要する経費に対する補助を実施 | 保健介護課 |

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

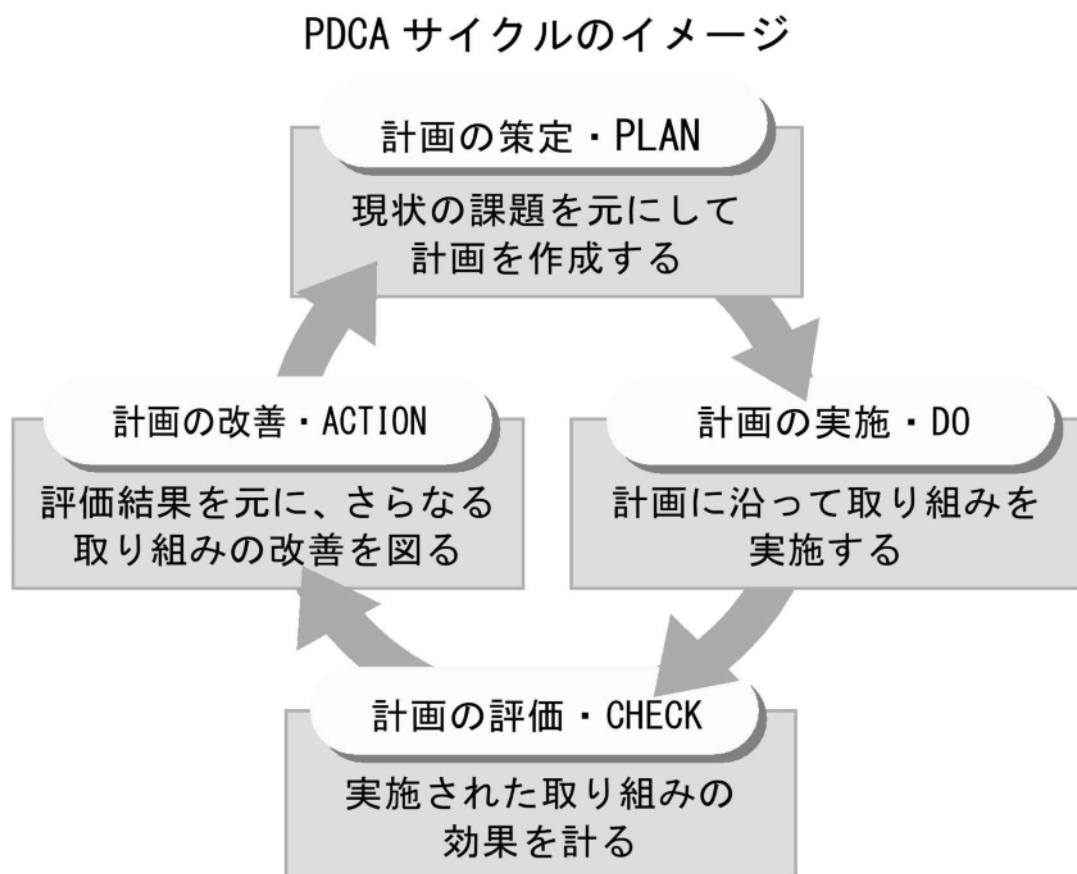
本計画の推進のために庁内の関係各課及び地域の関係団体、機関、住民が連携を図り施策や取組を実施します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、各福祉分野の関係者等により構成された「南知多町自殺対策検討委員会」により行います。

「南知多町自殺対策検討委員会」においてはPDCAサイクルによる計画の管理を進めるとともに、施策や事業は社会情勢や必要に応じ見直しを図ります。

■図10 PDCAサイクルのイメージ



策定までの経過

| 年月日 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------|
| 平成30年10月5日 | 南知多町自殺対策計画策定会議 |
| 令和元年9月3日 | 第1回 南知多町自殺対策検討委員会 |
| 令和元年10月15日 | 第2回 南知多町自殺対策検討委員会 |
| 令和元年12月20日 | 第3回 南知多町自殺対策検討委員会 |
| 令和2年1月20日 ～ 令和2年1月31日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和2年2月14日 | 第4回 南知多町自殺対策検討委員会 |



「ゲートキーパー」とは



あなたもなりませんか？



自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人で、いわば、「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。（出典：厚生労働省）

①気づき

・家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

②声かけ

・周囲の人の変化に気づいたら、勇気を出して声をかける

③傾聴

・本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

④つなぎ

・早めに専門家に相談するよう促す

⑤見守り

・温かく寄り添いながら、じっくり見守る



相談窓口一覧

名古屋いのちの電話

電話 052-931-4343
日時 毎日 24時間

子どもSOSほっとライン24

電話 0120-0-78310
日時 毎日 24時間

こころの相談

半田保健所 健康支援課
こころの健康推進グループ
電話 0569-21-3340(直通)
日時 平日9:00~12:00
13:00~16:30

南知多町役場の相談

(福祉サービスに関すること)
南知多町 福祉課
(こころ・からだに関すること)
南知多町 保健介護課
(学校に関すること)
南知多町 学校教育課
電話 0569-65-0711(代)
日時 平日8:30~17:15

あいちこころほっとライン365

電話 052-951-2881
日時 毎日9:00~16:30

高齢者こころの相談

南知多町
地域包括支援センター
電話 0569-64-3265
日時 平日8:30~17:15

南知多町自殺対策計画
(第1期)

発行年月
発行
編集

令和2(2020)年3月
南知多町

南知多町 福祉課 保健介護課 学校教育課
南知多町社会福祉協議会

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18

電話 0569-65-0711 FAX 0569-65-0694

